
5018. 保留解除

業務コード	内 容
COW	保留解除

1. 業務概要

(1) 「保留解除（COW）」業務

口座残高不足、担保残高不足または他法令未承認のいずれかのために許可・承認が保留されている以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）について、当該保留を解除する。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。）
- ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
- ④蔵入承認申請
- ⑤移入承認申請
- ⑥総保入承認申請
- ⑦展示等申告
- ⑧蔵出輸入申告（BP承認申請を含む。）
- ⑨移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑩総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑪輸入申告（沖縄特免制度）

本業務により保留が解除された場合は、納税等の条件を満たすことにより許可・承認を行う。

本業務によりBP承認となった場合で、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「IBP」という。）に係る審査終了をシステムで自動的に行う旨が登録されている場合は、BP承認後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降をもってIBPに係る審査終了を自動起動する旨を登録する。

輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告を含む。）の場合は、輸入（引取）許可と同時に特例申告受理処理または特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理が自動的に行われる。

口座残高不足のために保留されている修正申告（特例修正申告を含む。）について、本業務で当該保留を解除する。

口座残高不足のために保留されている輸入申告等または修正申告について、納付方法を直納またはマルチペイメントネットワーク（以下、「MPN」という。）に変更することができる。

許可・承認（輸入許可（沖縄特免制度）の場合を除く。）をともなう保留解除の場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

担保残高不足のためBP承認が保留されているBP承認申請の場合で、IBPに係る審査終了をシステムで自動的に行う旨が登録されている輸入申告等の場合は、口座が使用できない時間帯である必要がある。

(2) 「保留解除等（自動起動）（1CWO1）」業務

他法令手続の証明をシステムにより行う場合で、他法令手続の承認等未済により、許可・承認されていない輸入申告等について、他法令手続が承認等された場合に、関連省庁業務より保留解除する旨が登録され、本業務が1CWO1業務として自動起動される。

本業務が税関の開庁時間外に起動された場合で、時間外執務要請届を利用する条件を満たしていない場合は、審査終了済みであり、当該輸入申告等に係るすべての他法令手続が承認済みであれば、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）をもって保留解除を自動起動（以下、「開庁時保留解除」という。）する旨を登録する。

(3) 「保留解除（開庁時自動起動）（3CW）」業務

1CW01業務によって開庁時保留解除する旨が登録された場合に、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を契機に本業務が3CW業務として自動起動される。

(4) 「担保保留解除（自動起動）（1SR）」業務

「担保登録（SER）」業務において、登録された個別担保に係る許可・承認の保留解除が必要な場合に、本業務が1SR業務として自動起動される。

(5) 「担保保留解除（開庁時自動起動）（3SR）」業務

1SR業務によって開庁時担保保留解除する旨が登録された場合に、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を契機に本業務が3SR業務として自動起動される。

2. 入力者

税関

3. 制限事項

延滞税額は11桁以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②入力者の所属税関官署と当該輸入申告等または修正申告のあて先税関官署が同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DB等チェック

入力された申告等番号について、輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DB（以下、「輸入申告DB等」という。）における以下のチェックを行う。

- (A) 審査終了がされていること。
- (B) 他法令未済による保留を解除する旨が入力された場合は、他法令未済による保留中であること。
- (C) 他法令未済による保留を解除する旨が入力されなかった場合は、他法令未済による保留中でないこと。
- (D) 以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

- (E) 展示等不承認されていないこと。
- (F) 削除対象となっていないこと。
- (G) 納税方式が即納の場合（輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告の場合を除く。）は、口座残高不足または担保残高不足の旨が登録されていること。
ただし、他法令未済による保留中である場合は、チェックを行わない。
- (H) 以下のいずれかの場合は、担保残高不足の旨が登録されていること。
ただし、他法令未済による保留中である場合は、チェックを行わない。

- ①納税方式が納期限延長の場合
 - ただし、輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告の場合を除く。
- ②B P承認申請の場合
- ③蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請または展示等申告の場合
- (I) 本業務で許可・承認（I B Pに係る輸入許可を含む。輸入（引取）許可を除く。）となる場合は、口座残高不足または担保残高不足の旨が登録されていること。
- (J) 「納付方法変更」欄に入力がある場合は、口座残高不足の旨が登録されていること。
- (K) 納期限延長あり（即納との混在）の場合は、以下のチェックを行う。
 - ①納期限延長の科目についてMPNによる納付を行い、即納の科目について口座振替による納付を行う旨の登録がある場合は、「納付方法変更」欄に「D」が入力されていないこと。
 - ②納期限延長の科目について直納による納付を行い、即納の科目について口座振替による納付を行う旨の登録がある場合は、「納付方法変更」欄に「M」が入力されていないこと。
- (4) 時間外執務要請届DBチェック
 - 本業務が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。
 - ただし、輸入申告（沖縄特免制度）の場合は、チェックを行わない。
 - ①修正申告でないこと。
 - ②COW業務の場合、当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」）が存在すること。
 - ③1CWO1業務の場合、当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
 - ④本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。
- (5) 貨物情報関連チェック
 - 以下の場合以外にチェックを行う。
 - ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
 - ②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合
 - ③輸入申告（沖縄特免制度）の場合（Sea-NACCSのみ）
 - ④I B Pの場合
 - ⑤MWC業務による輸入申告等の場合
 - ⑥修正申告の場合
- (A) 貨物情報DBチェック（Sea-NACCSのみ）
 - 本業務で許可・承認となる場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下のチェックを行う。
 - なお、一括申告された場合は、B/L番号の仕分けの子でチェックを行う。
 - (a) B/L番号が貨物情報DBに存在すること。
 - (b) 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。
 - ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。
 - なお、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。
 - ①輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。
 - ②すべての貨物が申告先税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。
 - (c) バースにおける輸入申告の場合は、リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。
 - (d) 仕分けの親となっていないこと。
 - (e) 訂正保留中となっていないこと。

- (f) 輸入申告DBに登録されている以下の貨物情報と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
- ①貨物個数
 - ②積載船舶コード
 - ③船卸港コード
- なお、一括申告する場合の貨物個数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。
- (g) コンテナ本数について、輸入申告DBに登録されている内容が貨物情報DBに登録されている内容と同一であること。
- なお、一括申告場合のコンテナ本数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。
また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。
- (h) 税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。
- (i) 以下の登録がされていないこと。
- 「廃棄届受理」
 - 「亡失届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「現場収容」
 - 「税関内収容」
 - 「その他の搬出承認」
- (j) 貨物手作業移行されていないこと。
- (k) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
- ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
 - ③本業務が行われた日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (l) 輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。
- ①一括申告等識別に「C」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。
 - ②一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。
 - ③一括申告等識別に「L」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。
- (m) 複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。
ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。
- ①輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。
 - ②輸入申告DBに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。
- (B) 輸入貨物情報DBチェック（Air-NACCSのみ）
- 輸入申告DBに登録されているAWB番号に対して以下のチェックを行う。
- (a) AWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。
 - (b) ULDでないこと。
 - (c) MAWBでないこと。
 - (d) 仕分中となっていないこと。
 - (e) 一般仮陸揚貨物でないこと。

- (f) 仮・仮貨物でないこと。
- (g) 国外向け機移し貨物でないこと。
- (h) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。
- (i) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。
- (j) HAWBの場合は、輸入申告DBに登録されているMAWB番号と輸入貨物情報DBのMAWB番号が同一であること。
- (k) AWBの場合は、輸入申告DBにMAWB番号の登録がされていないこと。
- (l) 輸入申告等がされていないこと。
ただし、申告等番号の先頭10桁が同一の場合は除く。
- (m) 輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。
- (n) 機用品蔵入承認申請がされていないこと。
- (o) 以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「廃棄届受理」
 - 「減却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
- (p) 貨物手作業移行されていないこと。
- (q) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (r) 仕分け親でないこと。
- (s) 通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。
- (t) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (u) 突合されていること。
なお、本業務において、突合とは、以下の条件を満足した状態のことをいう。
 - ①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。
ただし、HAWBの場合で、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。
 - ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。
ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。
- (v) HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。
- (w) 訂正保留中でないこと。
- (x) 突合されている場合は、以下のチェックを行う。
 - <A>輸入申告DBに登録されている以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - ①貨物個数
 - ②貨物重量（グロス）
 - 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
 - ①積載船（機）名
 - ②入港年月日
 - ③船（取）卸港コード

(y) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
- ②輸入貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
- ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(z) 到着即時輸入申告扱いの場合は、スプリット貨物でないこと。

(aa) 貨物到着前輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。

<A>AWBの場合

「貨物確認情報登録(PKG)」業務及び「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

- ①「積荷目録事前報告(ADMO1)」業務または「AWB情報登録(輸入)(ACH)」業務が行われている場合は、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。
- ②ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。
- ③スプリット貨物でないこと。

HAWBの場合

HPK業務が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

<a>HAWBについて、以下のチェックを行う。

- ①スプリット貨物でないこと。
- ②「HAWB情報登録(輸入)(HCHO1)」業務が行われていること。

MAWBについて、以下の条件を全て満たすこと。

- ①ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。
- ②ADMO1業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。
- ③ADMO1業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。

<c>MAWBについて、以下のチェックを行う。

- ①「ULD引取情報登録(UDA01)」業務実施済みの旨が登録されていないこと。
- ②PKG業務及びOIN業務が行われていないこと。

(6) 適用法令チェック

以下の条件をすべて満たす場合は、以下のチェックを行う。

- ①蔵出輸入申告、移出輸入申告(MWC業務による申告を含む。)、総保出輸入申告(MWC業務による申告を含む。)または輸入申告(沖縄特免制度)である。
- ②BP承認がなされていない。
- ③審査終了日と本業務が行われた日が異なる。
- ④即納分の税科目がすべて完納となる。

(A) 保険関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括保険登録番号について、以下のチェックを行う。

- ①包括保険登録番号が保険DBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に保険DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が保険DBに登録されている有効期限内であること。

(B) 輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

- ①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 輸入包括審査関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせについて、以下のチェックを行う。

- ①包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせが輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに登録されている有効期限内であること。

(D) 原産地関連チェック

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

ただし、輸入申告（沖縄特免制度）の場合で、原産地コードに「JP」が登録されている場合は、チェックを行わない。

- ①原産地コードがシステムに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(E) 特惠例外関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特惠例外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠停止期間内でないこと。

(F) 輸入品目関連チェック

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

- ①品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。
- ④特惠税率が適用されている品目である場合は、本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間内であること。

(G) 特惠管理関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コードに係る特惠項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特惠管理DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

(H) 関税減免税関連チェック

輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(I) 内国消費税等種別関連チェック

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

(J) 内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

(K) 特別緊急関税対象品目チェック

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コードが特別緊急関税対象の品目である場合は、以下のチェックを行う。

ただし、自由貿易協定に基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている数量が特別緊急関税対象品目DBに登録されている輸入基準数量を超えていないこと。
- ②輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている課税価格が特別緊急関税対象品目DBに登録されている発動基準価格を下まわっていないこと（チェックの許容範囲は別途税関が定める。）。
- ③輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、輸入申告DBに登録されている品目コードが特別緊急関税対象品目DBに登録されていないこと。

(L) LDC特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがLDC特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

(M) 自由貿易協定チェック

適用された関税率が自由貿易協定に基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

なお、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定の適用可能とFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBに登録されていること。
- ②審査終了日から本業務が行われた日までの間にFTA税率適用管理DBまたはマルチ協定税率適用管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ③審査終了日から本業務が行われた日までの間にEPA/FTA国管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ④輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、自由貿易協定適用期間内であること。

(N) 運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

なお、輸入申告（沖縄特免制度）の場合は、チェックを行わない。

- ①輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、審査終了日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ②輸入申告DBに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、審査終了日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

(7) 口座関連チェック

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 口座番号が口座DBに存在すること。
- (B) 通関業者口座の場合は、申告者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- (C) 輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- (D) 本業務が行われた時間が口座の使用できる時間帯であること。

ただし、以下の場合は、チェックを行わない。

- ①輸入（引取・特例）申告の場合（特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。）
 - ②BP承認申請の場合
 - ③申告等種別が特例申告で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以前の場合
- (E) BP承認申請の場合で、輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るBP申請事由コードが登録されている場合、かつ、NACC専用口座を利用して納付する場合は、本業務が行われた時間が口座の使用できない時間帯であること。

(8) 担保関連チェック

担保残高不足で保留となった輸入申告等について本業務を行った場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）が担保DBに登録されていること。
- ②輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または申告者と担保DBに登録されている担保提供者コードが同一であるか、または輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁が担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに登録されていること。
- ③担保DBに使用可能通関業者を特定する旨が入力されている場合は、輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ④本業務が行われた日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。
- ⑤輸入申告DBまたは移出輸入申告DBに登録されている担保提供原因が担保DBに登録されていること。
- ⑥あて先税関官署において使用可能な担保であること。

(9) 資金DBチェック

「納付方法変更」欄に入力がある場合は、納付方法が口座振替の税科目があること。

(10) 共通管理番号関連チェック

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

5. 処理内容

○：処理を行う

項番	業務コード	処理	COW	1CW01	3CW	1SR	3SR
1		入力チェック処理	○	○	○	○	○
2		他法令手続登録処理		○			
3		開庁時保留解除登録処理		○		○	
4		他法令未済解除処理	○	○	○		
5		開庁時保留解除削除処理	○			○	
6		他法令未済処理		○			
7		担保引落とし処理* ¹	○	○	○	○	○
8		納付方法変更処理* ¹	○				
9		延滞税額算出処理* ¹	○				
10		口座振替処理* ¹	○	○	○	○	○
11		オンライン・リアルタイム口座処理* ¹	○	○	○	○	○
12		MPN納付DB処理* ¹	○	○	○	○	○
13		許可・承認処理	○	○	○	○	○
14		特例申告受理処理	○	○	○		
15		特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理	○	○	○		
16		共通管理番号関連処理	○	○	○	○	○
17		添付ファイル管理DB処理	○	○	○	○	○
18		注意喚起メッセージ出力処理	○				
19		出力情報出力処理	○	○	○	○	○

(* 1) 輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、処理を行わない。

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 他法令手続登録処理

輸入申告DBに当該輸入申告等に係る他法令手続状況を登録する。

なお、当該処理は税関の開庁時間にかかわらず行う。

(3) 開庁時保留解除登録処理

以下の条件に合致した場合は、輸入申告DB及び時刻起動電文DBに開庁時保留解除する旨を登録し、以降の処理は行わない。

- ①当該輸入申告等に係るすべての他法令手続が承認済みである。
- ②本業務が行われた時間が税関の開庁時間外である。
- ③当該輸入申告等が時間外執務要請届を利用する条件を満たしていない。
- ④当該輸入申告等が審査終了済みである。

(4) 他法令未済解除処理

他法令未済による保留を解除する旨が入力された場合は、以下の処理を行う。

(A) 輸入申告DB処理

- ①他法令未済を解除する旨を輸入申告DBに登録する。
- ②開庁時保留解除の旨が登録されている輸入申告等の場合は、開庁時保留解除を解除する旨を輸入申告DBに登録する。

(B) 資金DB処理

輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告でない場合は、他法令未済を解除する旨を資金DBに登録する。

(5) 開庁時保留解除削除処理

時刻起動電文DBに開庁時保留を行う旨が登録されている場合は、開庁時保留解除を行う旨を削除する。

(6) 他法令未済処理

複数の他法令手続の証明をシステムにより行う場合で、他法令手続の承認等未済がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、「他法令未済保留解除識別」欄に入力がある場合は、処理を行わない。

①輸入申告DBに他法令未済による保留の旨を登録する。

②輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告でない場合は、資金DBに他法令未済による保留の旨を登録する。

(7) 担保引落とし処理

他法令未済となっていない場合で、輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

ただし、特例申告に係る担保引落とし処理は行わない。

(A) 引落とし処理

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに2つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、事項登録業務等において1回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う（2つの担保登録番号からの引落としは行わない。）。

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③B P承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保引落とし済みの旨を資金DBに登録する。

④担保残高不足の旨が登録されている場合は、解除する旨を登録する。

(B) 担保残高不足処理

輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

本処理が行われた場合は、注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

①担保残高不足の旨を輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。

②B P承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保残高不足の旨を資金DBに登録する。

(8) 納付方法変更処理

「納付方法変更」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 輸入申告DB等処理

修正申告以外の場合は、以下の処理を行う。

- ①直納に変更する旨が入力された場合は、納付方法を直納に変更する。
- ②MPNに変更する旨が入力された場合は、納付方法をMPNに変更する。
- ③口座番号を削除する。
- ④口座残高不足の旨を解除する。

(B) 資金DB処理

- ①直納に変更する旨が入力された場合は、納付方法を直納に変更する。
- ②MPNに変更する旨が入力された場合は、納付方法をMPNに変更する。
- ③口座残高不足の旨を解除する

(9) 延滞税額算出処理

IBPの場合または修正申告で納付方法が口座振替の場合は、延滞税算出処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「延滞税額算出処理」を参照。

(10) 口座振替処理

納付方法が口座振替の税科目があり、かつ、NACCS専用口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

口座DBの口座残高が当該申告等の税科目毎の納付すべき税額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

- ①引落とし結果を口座DBに登録する。
- ②税科目毎に引落とし結果を口座履歴DBに登録する。
- ③修正申告以外の場合は、口座引落とし済みの旨を輸入申告DB等に登録する。
- ④延滞税が発生している場合は、税科目毎の延滞税徴収決定済額を仮登録する。
- ⑤口座残高不足の旨が登録されている場合は、解除する旨を登録する。

(b) 口座残高不足処理

口座残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

- ①口座残高不足の旨を輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。
- ②口座残高不足の旨を資金DBに登録する。

(11) オンライン・リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目があり、かつ、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

- ①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DB等または資金DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。
- ②オンライン・リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DB等に登録する。
- ③口座残高不足の旨を資金DBに登録する。
- ④口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(12) MPN納付DB処理

以下の条件のいずれかの場合は、納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

- ①納付方法がMPNの輸入申告等または修正申告について、他法令未済または納期限延長に係る担保不足による保留が解除された場合
- ②口座不足で保留となっている輸入申告等または修正申告について、納付方法をMPNに変更する旨が入力された場合

(13) 許可・承認処理

(A) 許可・承認判定処理

以下の条件を満たす場合に、許可・承認を行う条件を満たすこととする。

- (a) 他法令未済、担保残高不足または口座残高不足となっていない。
- (b) 輸入申告、蔵出輸入申告、移出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）、総保出輸入申告（MWC業務による申告を含む。）または輸入申告（沖縄特免制度）の場合に、以下の条件を満たしている。

<A>BP承認申請以外の場合は、すべての税科目について次の条件を満たしている。

<a>納税方式が即納の税科目については、以下のいずれかである。

①納付方法が直納またはMPNの税科目について、納付すべき税額がない。

②納付方法が口座振替の税科目がある場合は、口座引落とし済みである。

再輸出免税の場合は、担保引落とし済みである。

<c>個別納期限延長または包括納期限延長の場合は、担保引落とし済みである。

BP承認申請の場合は、担保引落とし済みである。

(B) 許可・承認登録処理

許可・承認判定処理で条件を満たした場合は、以下の処理を行う。

(a) 輸入申告DB等処理

- ①許可・承認された旨を輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。
- ②削除対象とする旨を輸入申告DB、移出輸入申告DBまたは輸入申告（沖縄特免制度）DBに登録する。
なお、輸入（引取）許可の場合は、特例申告期限日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。
ただし、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合は、登録しない。
- ③BP承認の場合で、輸入申告DBに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るBP申請事由コードが登録されている場合は、BP承認後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降にIBPに係る審査終了を行う旨を輸入申告DBに登録する。
- ④輸入（引取）許可の場合は、輸入申告DBに特例申告期限日を輸入申告DBに登録する。
- ⑤貨物到着前輸入申告扱いの場合または申告条件が予備申告（U）の場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入されている場合は、輸入申告DBに登録されている搬入予定場所を取り消す。

(b) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

- ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
- ②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合
- ③輸入申告（沖縄特免制度）の場合（Sea-NACCSのみ）
- ④IBPの場合（Sea-NACCSのみ）
- ⑤MWC業務による輸入申告等の場合
- ⑥修正申告の場合

<A>貨物情報DB処理（Sea-NACCSのみ）

輸入申告DBに登録されているB/L番号が貨物情報DBに存在する場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下の処理を行う。

<a>許可・承認された旨を貨物情報DBに登録する。

削除対象とする旨を貨物情報DBに登録する。

ただし、コンテナ詰貨物の場合で、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が搬出確認の必要な保税地域の場合は、登録しない。

また、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合は、登録しない。

輸入貨物情報DB処理（Air-NACCSのみ）

輸入申告DBに登録されているAWB番号が輸入貨物情報DBに存在する場合は、輸入申告DBに登録されているAWB番号について、以下の処理を行う。

<a>許可・承認された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

以下のいずれかの条件を満たす場合は、削除対象とする旨を輸入貨物情報DBに登録する。

①蔵入承認、移入承認、総保入承認及び展示等承認以外の場合で、輸入申告DBまたは輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている通関予定蔵置場について、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務が不要である旨がシステムに登録されている場合

②併せ運送の旨の登録がない蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、輸入申告DBに登録されている「通関予定蔵置場コード」と「蔵入等先保税地域コード」が同一の保税地域コードの場合

(c) 資金DB処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

①輸入許可された旨を資金DBに登録する。

②一括納付対象の税科目がある場合は、一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(d) 担保回復処理

IBPの場合で、担保引落とし済の場合は、輸入申告DBに登録されている担保登録番号について以下の処理を行う。

<A>担保DB処理

回復結果を担保DBに登録する。

担保引落とし回復DB処理

削除対象とする旨を担保引落とし回復DBに登録する。

(e) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理 (Sea-NACCSのみ)

輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いまたはふ中扱いの蔵置場である場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(f) インボイス・パッキングリストDB処理

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。ただし、IBP許可の場合は除く。

(g) 時刻起動電文DB処理

BP承認の場合で、IBPに係る審査終了をシステムで自動的に行う旨が輸入申告DBに登録されている場合は、時刻起動電文DBにBP承認後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)以降をもってIBPに係る審査終了を行う旨を登録する。

(14) 特例申告受理処理

輸入(引取・特例)申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請(酒税・たばこ税)を併せて行う旨が登録されていない場合は、以下の処理を行う。

(A) 担保引落とし処理

輸入申告DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DBに2つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、IDA業務またはIDA01業務において2回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う(2つの担保登録番号からの引落としは行わない)。

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④資金DBに特例申告された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

(b) 担保残高不足処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、エラーとする。

(B) 納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 特例申告口座一括引落とし登録処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日以前の場合は、以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理については、詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F02「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

- ①特例申告された旨を資金DBに登録する。
- ②一括納付書番号を払い出す。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。
- ③一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用DBに登録する。

(b) 口座振替処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、NACCS専用口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

- ①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合
- ②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A>口座DBの口座残高が輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

- ①口座引落とし結果を口座DBに登録する。
- ②税科目毎に引落とし結果を口座履歴DBに登録する。
- ③口座引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。
- ④資金DBに特例申告された旨及び口座引落とし済みの旨を登録する。

口座残高が不足している場合は、エラーとする。

(c) オンライン・リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、オンライン・リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

- ①本業務が行われた日が特例申告口座一括引落とし処理の特定日を過ぎている場合
- ②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A>納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。

オンライン・リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DBに登録する。

<C>口座残高不足の旨を資金DBに登録する。

<D>口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(d) 一括納付書登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、本業務が行われた日が一括納付書登録処理の特定日以前である場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

- ①特例申告された旨を資金DBに登録する。
- ②一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(e) 納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、以下のいずれかの条件を満たす場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

- ①本業務が行われた日が一括納付書用登録処理の特定日を過ぎている場合
- ②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合

<A>直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金DBに登録する。

MPN処理

- ①特例申告された旨及びMPNを利用して納付する旨を資金DBに登録する。
- ②納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の税科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

(C) 輸入申告DB処理

特例申告された旨を輸入申告DBに登録する。

(15) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を併せて行う旨が登録されている場合は、輸入（引取）許可に係る許可・承認処理に引き続き特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

(16) 共通管理番号関連処理

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(17) 添付ファイル管理DB

許可・承認（BP承認は除く。）となった場合で、添付ファイル管理DBに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、許可・承認された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(18) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

- ①口座残高不足処理が行われた場合。
- ②担保残高不足処理が行われた場合。
- ③包括納期限延長を適用した申告（即納との混在を含む。）で輸入許可となり、当該申告等を反映する一括納付書の対象申告が2,500件を超えた場合。

(19) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入許可等通知情報* ²	許可・承認された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（少額関税無税） ③蔵出輸入許可通知 ④移出輸入許可通知 ⑤総保出輸入許可通知 ⑥輸入許可前貨物引取承認通知 ⑦輸入許可前貨物引取承認通知（少額関税無税） ⑧蔵出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑨移出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑩総保出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑪蔵入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑫蔵入承認通知 ⑬移入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑭移入承認通知 ⑮総保入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑯総保入承認通知 ⑰展示等承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑱展示等承認通知 ⑲輸入（引取）許可通知	申告者 輸入取引者または輸入者 （輸入取引者の登録がなかった場合）* ⁶
輸入申告等控情報* ³	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力	申告者 輸入取引者または輸入者 （輸入取引者の登録がなかった場合）* ⁶ 申告者
石油製品等移出（総保出） 輸入許可通知情報* ⁴	（1）MWC業務による移出輸入申告の場合で、移出輸入許可された場合は、石油製品等移出輸入許可通知として出力 （2）MWC業務による総保出輸入申告の場合で、総保出輸入許可された場合は、石油製品等総保出輸入許可通知として出力	申告者 輸入者* ⁶
輸入申告控（沖縄特免制度）情報等* ⁵ （Sea-NACCSのみ）	（1）輸入申告（沖縄特免制度）（IBPを含む。）の場合で、口座引落とし済みとなった場合は、輸入許可通知（沖縄特免制度）情報として出力 （2）輸入申告（沖縄特免制度）に係るBP承認申請の場合で、担保引落とし済みとなった場合は、輸入許可前貨物引取承認通知（沖縄特免制度）情報として出力	申告者
特例申告エラー通知情報	特例申告受理処理でエラーとなった場合	申告者

情報名	出力条件	出力先
許可・承認貨物（輸入） 情報	許可・承認となった場合（IBP許可を除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない	通関蔵置場*6*7 （一括申告した場合または複数のB/Lを通関した場合はすべての通関蔵置場）（Sea-NACCSのみ）
		保税蔵置場*6（Air-NACCSのみ）
		搬入予定場所*6（予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合）（Air-NACCSのみ）
		搬入予定場所*6（貨物到着前輸入申告扱いの場合）（Air-NACCSのみ）
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（Sea-NACCSのみ） ①到着即時輸入申告扱いである ②許可・承認となっている（IBP許可を除く） ③船卸確認前である	コンテナオペレーション会社*6
以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（Sea-NACCSのみ） ①貨物到着前輸入申告扱いである ②引取許可となっている ③船卸確認前である（混載子B/Lを通関した場合は混載親B/Lの混載仕分確認前である）	コンテナオペレーション会社または混載仕分けを行う保税地域（混載子B/Lを通関した場合）*6	
口座不足通知情報	口座引落としが必要な場合で口座残高が不足している場合	申告者
担保不足通知情報	担保引落としが必要な場合で担保残高が不足している場合	申告者
他法令未済等確認情報	システムにより他法令手続の証明を行おうとする輸入申告等について、他法令手続の承認等が行われていない場合	申告者
納付書情報（直納）	以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象で税科目分の出力は行わない。 ①納付すべき税額がある ②一括納付対象でない ③包括納期限延長されていない ④納付方法が直納である（本業務により納付方法を直納に変更した場合を含む。） ⑤申告納税方式である ⑥システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている	申告者

情報名	出力条件	出力先
納付書情報（口座）	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 ①納付すべき税額がある ②納付方法が口座振替の税科目がある ③NACCS専用口座を利用して納付する ④一括納付対象でない ⑤申告納税方式である ⑥システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている	銀行
納税告知書情報	以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ①納付すべき税額がある ②賦課課税方式である ③システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている	税関（収納担当部門）
納付番号通知情報	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①納付すべき税額がある ②一括納付対象でない ③納付方法がMPNである（本業務により納付方法をMPNに変更した場合を含む。） ④システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている	以下のいずれか* ⁸ ・申告者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者 （申告納税方式の場合） 税関（収納担当部門）（賦課課税方式の場合）
I B P 審査終了要情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①1CW01業務、3CW業務、1SR業務または3SR業務である ②審査終了済みで、かつ、すべての他法令手続が承認済みである ③輸入申告DBに登録されているBP申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」の旨のコードが登録されている ④税関の一般執務時間内である	税関（通関担当部門）
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合	税関（収納担当部門）
蔵入等承認貨物運送情報（Sea-NACCSのみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	税関（保税担当部門）
併せ運送通知情報（Sea-NACCSのみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	蔵入等先保税地域* ⁶
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報（Sea-NACCSのみ）	輸入申告（沖縄特免制度）が許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	通関蔵置場* ⁶ 及び税関（通関担当部門）
予備申告（S）通知情報（Air-NACCSのみ）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①予備申告（航空貨物の集積場所で貨物取引時自動起動）による本申告自動起動が行われている ②許可・承認となった場合（IBP許可を除く）	保税蔵置場* ⁶ （Air-NACCSのみ）

- (* 2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D01「輸入許可等通知情報について」を参照。
- (* 3) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。
- (* 4) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D04「石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報について」を参照。
- (* 5) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D03「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。
- (* 6) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- (* 7) 本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する。（Sea-NACCSのみ）
- (* 8) システムに出力する旨が登録されている利用者のみで出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。